

本書は、いわゆる「ホームレス」問題について、弁護士が中心となつて執筆したものとしては、おそらく我が国ではじめての書籍だと思われる（一般に使用されている「ホームレス」という用語は、本来、「家がない」という「状態」をあらわす広範な意味を含むものなので、以下、本書では原則として「野宿者」という用語を使用している）。

弁護士会が野宿者問題に取り組む姿勢をはじめて対外的に明らかにしたのは、いまから12年前のことである。00年12月1日、近畿弁護士会連合会は、その第21回人権擁護大会において、「ホームレス問題と人権」というテーマでシンポジウムを開催し、「ホームレス問題の根本的解決を求める決議」を採択した。当時、大阪市内では、野宿を余儀なくされる人びとの数が爆発的に増え、さまざまな支援団体から立て続けに弁護士会に「人権救済申立て」がなされたことなどから野宿者問題がテーマに選ばれたのだ。

さまざまな実態調査を経て採択された右の決議は、野宿生活の実情について、次のように述べている。

野宿を余儀なくされているということは、単に住居がないことに止まらず、安心して寝たり生活できる場所がないということである。すなわち、まず、路上等で暮らすということは、日々風雨に晒され、夏の暑さ、冬の寒さに晒されることが意味する。とりわけ、梅雨時や厳寒期の野宿生活は、野宿生活者の健康を著しく害する。

また、路上等で暮らすということは、満足な食事も睡眠もとれないということを意味する。大阪市の調査（1999年）によつても、コンビニエンスストア等の廃棄食品を利用する人が71%、残飯を利用する人が7.9%も存在する。1日3回の食

事を探っている人は少なく、大半が1日1、2回の食事であり、ボランティア団体の炊き出しに依存して生活している人も多い。また、暑さや寒さのため、早朝や夜間に廃品回収等の仕事をしているため、あるいは、襲撃を恐れるために十分な睡眠もとることができない。

さらに、路上等で暮らすということは、自尊心を傷つけられる経験の連続を意味する。自分の生活空間がなく、生活道具も殆どなく、衣類の着替えも入浴も殆どできず、人々の差別や偏見の目に晒され、役所に行つても相手にされず、時には若者たちから理不尽な襲撃を受ける。

このように過酷な生活が野宿生活者の身体と心の健康を蝕んでいくことは容易に想像できる。そして、行き着く先は、路上における死亡である。驚くべきことに、身元不明で官報に公告された「行旅死亡人」数だけでも972名を数え（1995年）、路上での非人間的な死を迎える人の数は年間1000人を超えるものと推定されている。（……）そして、官報公告の「死亡原因」欄には、「病死」のほかに「凍死」「餓死」「栄養失調」といった、わが国の「豊かさ」を疑わせるような死因が並んでいるのである。

そして、決議は、「今日のように雇用形態が流動化し、パートやアルバイトなどの不安定就労者層が増加していく状況の下では、誰もが容易にホームレス状態に至る危険がますます増大している」として、「ホームレス問題は、「明日は我が身」の国民的な人権課題として取り組まれなければならない」と強調している。

それから10年。この決議が予想した通り、非正規労働者が全労働者の3分の1を超えて、「ネットカフェ難民」「マック難民」「個室ビデオ店難民」が社会問題となつた。08年から09年にかけての年末年始には、東京・日比谷公園の「年越し派遣村」がお茶の間を賑わせたことも記憶に新しい。

この間、私たち弁護士の世界にも規制緩和の波が押し寄せた。ロースクール制度の導入、司法試験合格者数の急激な増加によって、司法修習を終えても就職先が決まらない者が激増。借金をかかえた司法修習終了者も多く、借金の平均額は300万円に上る。さらに10年10月には、司法修習生に対する給費制が廃止されて貸与制に切り替わること

とが予定されており、これが現実化すると司法修習終了者の平均借金額は600万円に跳ね上がる見込まれている。「明日は我が身」も現実味をおびてきている。

そのようななか、10年の日本弁護士連合会（日弁連）会長選挙では、異例の再投票の末、無派閥で非主流派といわれる宇都宮健児弁護士が当選した。元祖「貧困ビジネス」ともいえるサラ金と長年闘い、年越し派遣村の名譽村長も務めた宇都宮健児会長は、選挙公約であった「給費制維持」と「貧困問題対策」を当面の重点課題と位置づけ、日弁連内にふたつの対策本部を設置し、国民的な運動に乗り出している。

話を元に戻そう。

この10数年の間、私たち弁護士も、ささやかながら野宿者の法的支援に取り組んできた。司法書士も含めて全国的に野宿者支援に取り組む法律家の層も飛躍的に増えた。そのなかで、私たちは野宿者に対する法的支援のノウハウを蓄積し、こうしたノウハウについては、既に「ホームレス法的支援マニュアル」（大阪弁護士会人権擁護委員会ホームページ問題部会）や「路上からできる生活保護申請ガイド（通称「ノイエ本」）（ホームレス総合相談ネットワーク）などの形でまとめられている。

本書は、同様に野宿者をめぐる法的な問題を中心に取り扱うものではあるが、一つひとつの問題をより深く掘り下げて伝えようと試みたものである。それぞれのテーマごとに、どのような出来事やドラマがあり、野宿当事者、支援者、弁護士など、どのような人がどのような思いで、その問題に取り組んだのかを、はじめてこの問題に接する方々にもわかりやすく表現するように心がけたつもりだ。

「野宿」は貧困の究極の形態であり、野宿者はさまざまな困難を折り重なるようにかかえていることが多い。したがって、私たち法律家が関与し、解決することができるものは、野宿者がかかえる問題のほんの一部分にすぎない。

一人ひとりの野宿者を支援するためにも、野宿者問題という社会問題を解決するためにも、さまざまな支援者や専門家との連携を図ることが必要不可欠である。

そこで、本書においても、さまざまの方々に執筆をご担当いただいた。

序 章

釜ヶ崎で長年、野宿労働者の夜回り活動などに取り組んでいる生田武志氏（野宿者ネットワーク）が「野宿生活の実態について論じている。はじめて野宿者問題に接する方も、この章を読めば、この問題の全貌像を概観することができるのではないかと思う。

第一部 裁判からみる野宿者問題

「林訴訟（第1章）」、「佐藤訴訟（第2章）」、「自立支援法の課題（第3章）」、「住民訴訟（第4章）」、「朝公園・大阪城公園訴訟（第5章）」を取り上げ、それぞれのテーマについて、「当事者の視点」もしくは「支援者の支援」、「法律家の視点」と複眼的な視点から論じていただいた。

いでは、訴訟を担当した弁護士と、訴訟の原告となった勇気ある（元）野宿者の方、訴訟を支援した毎島診療所の藤井克彦氏（林訴訟）、釜ヶ崎医療連絡会議の加藤亮子氏（佐藤訴訟）に執筆をご担当いただいた。また、現役のホームレス自立支援センター施設長である奥村健氏には、「自立支援センター」の役割と課題について、率直かつ深みのある論稿をいただいた。

第二部 さまざまな野宿問題

第6章「野宿者がかかる法律問題」 大阪弁護士会人権擁護委員会ホームレス問題部会のメンバーが執筆を担当した。

野宿者法律相談の実情がおわかりいただけるのではないかと思う。

第7章「法律扶助制度」 本書の共編者であり、ホームレス問題部会の家老的存在である安水一郎弁護士が担当した。貧困者の法的支援を拡充するには、弁護士費用を立て替える法律扶助制度が使えるだけでなく、その立替え費用の返済免除制度が使えることが不可欠である。大阪のホームレス支援の取組みのなかで風穴が空き、それがいま、生活保護受給者に広がり、さらに生活保護を利用していない困窮者に広がろうとしている。

第8章「世界の【ホームレス】問題」 長年野宿者問題の研究に携わり、諸外国の事情に明るい、福原宏幸氏（大阪市立

大学教授）をはじめとする第一線の研究者の方々に執筆をご担当いただいた。私たちは、諸外国の実情と政策を学び、わが国における取り組みに生かしていかなければならぬ。
コラム1 「路上の『初夜』 多くの法律家を野宿者支援の現場に引きずり込み、年越し派遣村村長を経て、現在は内閣府参与として活躍している湯浅誠氏（自立生活サポートセンター・もやい）に寄稿していただいた。このコラムから、彼の活動の原点が、いささかも揺らいでいないことが読みとれるだろう。
コラム2 「野宿生活とお酒」 アルコール依存症の治療に取り組む小杉クリニックの三好弘之氏（精神保健福祉士）に寄稿していただいた。野宿とアルコールの問題が、どのように関係しているのか、事例を通じてわかりやすく説明していただきたい。

「野宿者に対する施策を見れば、その国の政治や社会保障制度の水準がわかる」という。たしかに、野宿者支援に携わり、まさしく「地べた」から上を見上げれば、さまざまな制度のはころびがよくみえる。複合的な困難をかかえた人びとが「野宿」という非人間的な所為を余儀なくされることのない国は、すべての人びとにとつて暮らしやすい国のはずだ。わが国がそうした国々の仲間入りをするための一助に本書がなれば、望外の幸せである。

最後になるが、本書は法律文化社編集部の掛川直之君の企画による。同君は、エンジンのかかりの遅い私たちに粘り強く付き合い、多数に及ぶ執筆担当者への連絡から細かな校正やレイアウトまで情熱をもって取り組んだ。実は、彼は、大学在学中から私たちのホームレス問題部会の会議や諸活動にほぼ皆勤で参加していた。編集者として同君から持ちかけていただいた企画とともに形にできたことを嬉しく思うとともに、その尽力に心から感謝したい。